

「北九州市指定給水装置工事事業者」新規申請のご案内

北九州市（芦屋町、水巻町含む）で給水装置の工事及び修理を行う場合は、指定給水装置工事事業者として指定を受けなければなりません。

1 新規指定手続きに必要な書類

提出書類	法人	個人	備考
指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第1）	●	●	
給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第3）	●	●	
選任される主任技術者の免状（写し）又は主任技術者証（写し）	●	●	
誓約書（様式第2）	●	●	
機械器具調書（別表）	●	●	
住民票（原本）		●	発行日から3か月以内のもの。
定款（写し）	●		「この定款は、現在有効な定款の写しに相違ありません。」及び日付を記載し、社印を押印する。
登記事項証明書（原本）	●		発行日から3か月以内のもの。
指定更新時確認書	●	●	

2 提出方法

持参又は郵送

3 申請手数料

10,000円（指定証をお渡しするときに納付して頂きます。）

4 指定の有効期限

指定日から5年（有効期限は指定証に記載します。）

5 申請場所及びお問い合わせ先

〒803-8510

北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市上下水道局 水道部 配水管理課 給水係（小倉北区役所庁舎西棟4階）

TEL：093-582-3066 FAX：093-583-3522